

【子の看護休暇の場合】

改正前

第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 本条第1項にかかわらず、労使協定によって除外された次の従業員からの子の看護休暇の申出は拒むことができる。
 - 一 入社6か月未満の従業員
 - 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

3 子の看護休暇は、半日単位（1日の所定労働時間の2分の1）で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。時間単位で取得することもできる。
ただし、1日の所定労働時間が4時間以下である従業員は1日単位又は時間単位での取得とする。

改正後対応（見え消し） ※福井労働局HP掲載中

～1、2項は改正前と同様により省略～

3 子の看護休暇は、時間単位半日単位（1日の所定労働時間の2分の1）で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
ただし、1日の所定労働時間が4時間以下である従業員は1日単位又は時間単位での取得とする。

【介護休暇の場合】

改正前

第〇条

- 1 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする従業員（日雇従業員を除く）は、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 本条第1項にかかわらず、労使協定によって除外された次の従業員からの介護休暇の申出は拒むことができる。
 - 一 入社6か月未満の従業員
 - 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

3 介護休暇は、半日単位（1日の所定労働時間の2分の1）で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。時間単位で取得することもできる。
ただし、1日の所定労働時間が4時間以下である従業員は1日単位又は時間単位での取得とする。

改正後対応（見え消し） ※福井労働局HP掲載中

～1、2項は改正前と同様により省略～

3 介護休暇は、時間単位半日単位（1日の所定労働時間の2分の1）で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
ただし、1日の所定労働時間が4時間以下である従業員は1日単位又は時間単位での取得とする。